# 催物の開催制限等について

## 1 催物の開催制限等の要請

催物(イベント・集会等)の開催制限等については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づき、1月27日(金曜日)以降、イベント主催者及び施設管理者に以下のとおり要請する。

## 2 イベントの開催制限の目安等

イベント主催者及び施設管理者はイベントを開催する場合、別紙1「イベント開催等における必要な感染防止策」及び別紙5「感染状況に応じたイベント開催制限等について」に留意すること。なお、人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

- ① 別紙2「感染防止安全計画」を策定し、県による確認を受けた場合
  - ・人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。
  - ※「感染防止安全計画」は、イベント開催日の2週間前までを目途に県に提出すること。提出後に計画の変更が必要になった場合には、イベント開催日直前の連絡となることがないよう、必要になった段階で速やかにイベント主催者等から県に連絡・相談すること。
  - ※一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、一括して提出 可能とする。

#### ② それ以外の場合

- 人数上限5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方かつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。
- ・この場合、別紙3「感染防止策チェックリスト」をイベント主催者等が作成・HP 等で公表すること。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

### 3 留意事項

ア 感染拡大防止に必要な取組の継続等

- ・収容定員が設定されていない場合、人と人とが触れ合わない程度の間隔を確 保すること。
- ・イベント開催後、「感染防止安全計画」を策定した主催者は、別紙4「イベン

ト結果報告フォーム」を1か月以内に県に提出すること。

※一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、一括して提出 可能とする。ただし、問題発生時の結果報告については速やかに提出すること。

4 感染防止策の不徹底などの問題が確認されたイベント主催者等への対応等 感染防止策の不徹底が確認された場合や速やかな結果報告資料の提出がなさ れなかった場合は、実効的な改善策が策定・実施されると判断するまでの間、 今後開催予定のイベントに関して収容率上限100%の適用を行わない。

## 【 添付資料 】

別紙1 「イベント開催等における必要な感染防止策」

別紙2 「感染防止安全計画」

別紙3 「感染防止策チェックリスト」

別紙4 「イベント結果報告フォーム」

別紙5 「感染状況に応じたイベント開催制限等について」